

6月15日 食品衛生分科会

その他の報告事項
に関する資料

(4)その他の報告事項

- ・ 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について 1～2
- ・ 食品用器具及び容器包装に関する検討会について 3～4
- ・ 食品衛生管理の国際標準化に関する検討会について 5～6

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について
 (前回平成28年3月1日に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
3月1日	農薬	オキサチアピプロリン	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見あり	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	農薬	トリアファモン	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見あり	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	農薬	ピコキシストロビン	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見なし	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	農薬	フルオキサストロビン	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見あり	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	農薬	メトラフェノン	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見あり	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	動薬	イプロニダゾール	今後実施予定	—	平成28年2月18日～ 平成28年4月18日	意見なし	
"	動薬	プロチゾラム試験法	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見なし	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	農薬	アシベンゾラル-S-メチル	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見あり	平成27年11月13日～ 平成28年1月12日	意見なし	告示済み (変更なし)
"	農薬	アミスルプロム	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見あり	平成27年7月1日～ 平成27年8月30日	意見なし	告示済み (変更なし)
"	農薬	イソキサフルトール	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見あり	平成27年12月9日～ 平成28年2月7日	意見なし	告示済み (変更なし)
"	農薬	エトフェンブロックス	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見あり	平成27年12月9日～ 平成28年2月7日	意見あり	基準値(案) の変更あり
"	農薬	シクロプロトリン	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見あり	平成27年11月13日～ 平成28年1月12日	意見なし	告示済み (変更なし)
"	農薬	ジフェノコナゾール	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見あり	平成27年11月13日～ 平成28年1月12日	意見なし	告示済み (変更なし)
"	農薬	チアメキサム	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見あり	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	農薬	ピロキロン	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見あり	WTO通報の対象外	—	告示済み (変更なし)
"	農薬	フェンメディファム	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見なし	平成28年2月18日～ 平成28年4月18日	意見あり	告示済み (変更なし)
"	農薬	ベンゾフェナップ	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見あり	平成27年12月9日～ 平成28年2月7日	意見なし	告示済み (変更なし)
"	動薬	ノルフロキサシン	平成27年12月4日～ 平成28年1月2日	意見なし	平成27年11月13日～ 平成28年1月12日	意見なし	告示済み (変更なし)
"	動薬	クロルプロマジン	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	告示不要
"	動薬	ジメトリダゾール	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	
"	動薬	メロニダゾール	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	
"	動薬	ロニダゾール	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	
"	動薬	2-10-性腺刺激ホルモン放出 ホルモン類縁体・ジフテリアトキ ソイド結合物を有効成分とする 牛の注射剤	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	告示不要
"	動薬	ツラスロマイシン	平成27年12月25日～ 平成28年1月23日	意見なし	WTO通報の対象外	—	告示不要

"	農薬	農薬6品目(4-アミノピリジン、クロロベンジレート、ジノセブ、チオメトン、チフェンスルフロン、トリクロロ酢酸ナトリウム塩)の残留基準の削除	平成27年12月25日～平成28年1月23日	意見あり	平成28年2月18日～平成28年4月18日	チオメトンのみ意見あり	チオメトンについて対応検討中。その他5品目は告示済み(変更なし)
"	添加物	亜セレン酸ナトリウム	平成28年5月9日～平成28年6月7日	意見あり	今後実施予定	—	
"	添加物	過酢酸製剤	今後実施予定	—	今後実施予定	—	
"	添加物	次亜臭素酸水	今後実施予定	—	今後実施予定	—	
"	添加物	亜塩素酸ナトリウム	今後実施予定	—	今後実施予定	—	
"	添加物	アスパラギナーゼ	平成28年5月9日～平成28年6月7日	意見あり	今後実施予定	—	
"	添加物	硫酸亜鉛	平成28年3月1日～平成28年3月30日	意見あり	平成28年3月29日	—	基準値(案)の変更なし

食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会について

厚生労働省医薬・生活衛生局
生活衛生・食品安全部基準審査課

1. 趣旨

我が国の食品用器具及び容器包装は、食品衛生法に基づき規格基準が定められているが、その規制の仕組みは、既にポジティブリスト制度を採用している欧米の規制とは異なり、国際的な整合性がとれていない。

このため、有識者からなる「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」を設置し、国内外の知見や技術進歩に関する調査等を行い、昨年6月に中間取りまとめを作成した。

この中間取りまとめを踏まえ、器具及び容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として、学識経験者、消費者、地方自治体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会(仮称)」を設置する。

2. 主な検討事項

「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」中間取りまとめを踏まえつつ、主に、以下の事項を検討する。

- (1) 規制のあり方と目指すべき方向性
- (2) ポジティブリスト制度の具体的な仕組み
 - ・適用する範囲
 - ・ポジティブリスト制度の具体的手法 等
- (3) ポジティブリスト制度を円滑に運用するために必要となる仕組み
 - ・事業者間等の情報伝達(トレーサビリティ)の確保のための仕組み 等

3. 今後のスケジュール

本年7月を目処に、第1回を開催し、年度内に報告書を取りまとめる予定。

食品用器具及び容器包装の規制に係る新たな制度設計等を検討するため「食品用器具及び容器包装の規制のあり方に係る検討会」を開催した。本検討会でPL制度の導入とその法制化を含めた制度のあり方を検討したが、PL制度の円滑な導入のためには、我が国における評価法や運用体制の整備、原材料等に関する幅広い情報収集が必要であるなど、環境整備が前提となる。また、法制化には課題も多くこれらの検討にも時間を要する。このため、PL制度の導入に向けて課題の整理や、当面、実施可能で重要と考えられる施策を取りまとめたので報告する。

経緯・背景

- ◆ 我が国の食品用器具及び容器包装については、安全性に懸念のある物質について規格基準を定めるとい法規制に加え、業界の自主規制による安全性確保への貢献により、これまで大きな健康被害は発生していない。しかしながら、欧米等がポジティブリスト(PL)規制を導入する一方で我が国では導入していないため、外国で使用が認められていない化学物質が用いられても直ちに規制ができない。
- ◆ このため、欧米の規制の実態や我が国の業界団体が実施する自主管理の内容を調査検討し、食品用器具及び容器包装に使用される化学物質の管理方法のあり方を検討した。

PL制度化への課題の整理

- (1) リスク管理すべき化学物質
原材料に使用されている化学物質の種類、毒性等の情報については必ずしも網羅的に把握されていない。
- (2) 企業間における情報提供
原材料製造企業(川上企業)から製品製造企業(川下企業)に対して使用した原材料等の情報が適切に伝達される必要がある。
- (3) 事業者による適切な製造管理と実効的な履行確保
原材料の安全性や化学物質の食品への移行量を踏まえ、適切な製造管理を徹底することが必要である。また、行政等における実効的な履行確保が必要である。

課題への対応と検討の方向性

- (1) リスク管理すべき化学物質
 - ・ 業界の自主基準を含め化学物質の情報幅広く収集・整理する。
 - ・ 科学的評価に必要なデータの範囲を検討する。
 - ・ 製品中の含有量から食品への移行量を把握する手法を検討する。
- (2) 企業間における情報提供
 - ・ 企業秘密を守りながら、製品に使用されている化学物質の情報等が適切に伝達されるよう、原材料購入の際に情報の提供を含めた契約を結ぶ。
 - ・ 原材料の安全性情報を伝達する方法として、業界の確認証明制度を活用した方策も考えられる。
- (3) 事業者による適切な製造管理と実効的な履行確保
 - ・ 行政が事業者が取り組むべき事項についてガイドラインを提示することが考えられる。
 - ・ 最新かつ国際標準を踏まえた分析法の開発により効果的な検査を行う。
 - ・ 輸入品についても実行的な履行確保が可能となる仕組みを検討する。
- (4) その他
 - ・ 各国のPL制度の状況、輸入品の取扱方法、食品用器具及び容器包装に係る実態等を把握する。
 - ・ PL制度を導入する場合には、企業秘密に配慮する。PLに収載されるまでの間、製品への使用ができないため、新製品の上市に支障を来さないよう留意する。

当面の施策

- 食品用器具及び容器包装の科学的進歩に対応して、現状の規格基準の改定や、新たな合成樹脂の規格基準の検討を行うとともに、将来のPL制度の導入を見据え、以下の政策を進める。
- ◆ 事業者の自主的管理の推進を図るため、製造管理や情報伝達に関する自主管理ガイドラインの検討を行い、公表する。ガイドラインに業界の自主基準の対象となっている化学物質のリストを取りまとめ、参考として添付する。
 - ◆ リスク管理すべき化学物質の情報、各国の制度、事業者の実態等を把握し、整理する。
 - ◆ 化学物質の食品への移行量の把握手法の開発や科学的評価に必要なデータ等について検討する。
 - ◆ 汎用性が高い添加剤や、安全性が懸念される添加剤の一斉分析法の開発を進める。

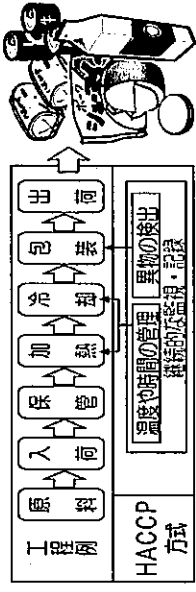
食品衛生管理の国際標準化に関する検討について

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会開催の趣旨

食品衛生管理の国際標準であるHACCP※の普及により、安全性の高い食品の生産性の向上が期待される。欧米等先進国をはじめとした諸外国ではHACCPに基づく衛生管理の制度化が進んでおり、我が国においても従来の画一的な衛生管理基準を見直し、HACCPの制度化により導入を進め、異物混入や食中毒の防止など食品の安全性の向上を図る必要がある。

※HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point) とは

- ① 原材料の入荷から出荷までに発生するかもしれない食中毒菌汚染や異物混入を防止する特に重要な工程を管理する食品の衛生管理の手法
- ② 事業者が自らが使用する原材料、製造方法に応じて策定、実行
- ③ FAO/WHO合同食品規格委員会（コーデックス委員会）策定の国際基準



主な検討事項

- ① 我が国の食品衛生管理において、HACCPを制度化するための具体的な枠組み等を検討する。
 - ▶ HACCP衛生管理が求められる対象食品の範囲及び対象事業者の規模
 - ▶ HACCP導入事業者に対する総合衛生管理製造過程承認制度（丸総）の整理
 - ▶ 対象外の食品に対するHACCP普及のあり方や任意の制度の導入
 - ▶ 自治体による監視指導のあり方 等
- ② 輸入食品の食品衛生管理において、HACCPを制度化するための具体的な枠組み等を検討する。
 - ▶ 輸入食品のHACCP適合の確認・監視の手法
 - ▶ 諸外国におけるHACCP制度との同等性確認の方法 等
- ③ HACCPに関する用語の整理を行う。



食品衛生管理の国際標準化に関する検討について

構成委員

氏名	職名
五十君 静信	東京農業大学応用生物科学部生物応用化学科教授
内堀 伸健	日本生活協同組合連合会・総合品質保証担当
川崎 一平	(一財) 食品産業センター技術環境部長
岸田 一男	(公社) 日本輸入食品安全推進協会理事 (株式会社 明治 執行役員)
桑崎 俊昭	(公社) 日本食品衛生協会専務理事
河野 康子	(一社) 全国消費者団体連絡会事務局長

氏名	職名
関根 吉家	(一社) 日本能率協会審査登録センター システム審査部技術部長
土谷 美津子	イオン株式会社
中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
中村 重信	東京都保健福祉局健康安全部食品監視課長
山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント 学科教授

スケジュール

平成28年3月初から検討を開始し、以下のとおり約7回の検討会の開催を通じて、平成28年末を目途に検討会報告書を取りまとめる。

検討会開催予定	主な内容
平成28年3月7日	HACCPを取り巻く国内外の現状説明
平成28年4月22日	議論のポイントの討議・整理
平成28年5月23日	事業者団体からのヒアリング (乳、水産加工品、清涼飲料、レトルト食品の団体)、討議
平成28年6月15日	事業者団体からのヒアリング (食肉、食鳥の団体)、討議
平成28年7、8月	事業者団体からのヒアリング、討議
平成28年9月	「とりまとめ案」に関する討議
意見募集	
平成28年12月	最終取りまとめ

